mintsアカウント 登録ガイド（指定代理人編）

この登録ガイドの対象となる指定代理人の範囲（地方公共団体の指定代理人）

- ✓ 指定代理人アカウントは、個別の事件毎に作成するものではなく、すべての事件で利用するために作成するものです。そのため、その登録に当たっては、必ずしも、事件が係属している必要はありません。
- ✓ また、地方公共団体が当事者となる事件において、指定代理人とは別に、弁護士に委任をして訴訟対応等をしている場合には、必ずしも、指定代理人アカウントを作成する必要はありません。

指定代理人

地方自治法第１５３条１項の規定による委任を受け得る職員

＋

指定代理人以外の職員

- ○ １人の指定代理人は、指定代理人以外の職員（最大５名）に補助者アカウントを取得させて、利用することが可能です。
- ○ 指定代理人アカウントに紐づけられた補助者アカウントによる挙動は、すべて、指定代理人アカウントの挙動として表示されます。

》》 具体的な登録方法はコチラ

※ 民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則に基づくアカウントではありません。

指定代理人以外の職員が取得可能な補助者アカウントの概要

- ○ mintsの仕様上、１つの指定代理人アカウントに紐づくことができる補助者アカウントの数は５つです。
- ○ １つの補助者アカウントは、１つの指定代理人アカウントのみに紐づくことが可能です。
- ○ 指定代理人以外の職員は、最大１０個の補助者アカウントを取得することが可能です（その場合、１０個のメールアドレスを準備することが必要）。

指定代理人

職員Ａ **職員Ｂ** **職員Ｃ** **職員Ｄ** **職員Ｅ**

mintsアカウント 登録ガイド（指定代理人編）

指定代理人アカウントの登録に当たりあらかじめ準備すべきもの

mints操作説明動画～サインアップ編～

メールアドレス	指定代理人個人が管理するメールアドレスを用意してください。 メーリングリスト等は利用できません。
電話番号	サインインのための二段階認証用の電話番号を用意してください。固定電話でも携帯電話でもかまいません。
本人確認資料	公務員の地位にあることを証する書面（指定代理人が所属する地方公共団体が発行する身分証明書等。有効期限の定めがない場合は、発行日から６か月以内）を用意してください。 ※ 指定代理人の本人確認は、ほかの方法によることもできますので、最寄りの裁判所又は事件係属庁にご相談ください。

登録手続

STEP 1 登録の届出

指定代理人アカウントの取得を希望する場合、以下の方法により、指定代理人アカウントの登録を届け出てください。

☆ **最寄りの地裁・簡裁の窓口で届出**

» お近くの裁判所はコチラ

※事件が係属している地裁・簡裁に届け出ることも可能です。

案内された方法により、**指定代理人アカウント用のメールアドレス**を届け出ます。

STEP 2 必要事項の入力

裁判所（info@mints.courts.go.jp）から mintsアカウント登録のための**招待メール**が送信されます。

招待メールに記載されたURLから、mintsにアクセスし、**「サインイン」→「今すぐサインアップ」**とクリックしてください。

利用者登録画面で必要事項を入力してください。

（入力上の留意事項は次スライド参照）

STEP 3 本人確認手続

必要事項を入力した後に、仮登録状態となることから、サインイン画面において、メールアドレスとパスワードを入力し、「サインイン」をクリックし、二段階認証を行い、ホーム画面に遷移します。

「アカウント設定」→「編集」をクリックし、**「本人・資格確認資料」**に本人確認資料をアップロードしてください。

本人確認資料

公務員の地位にあることを証する書面

STEP 4

本人確認資料の審査手続が完了すると、登録が完了し、その旨の**お知らせがメールにより通知されます。**

mintsアカウント 登録ガイド（指定代理人編）

指定代理人アカウント入力上の留意事項

※ 詳しくは、利用者登録画面の左側の注意事項をご確認ください。

※ 氏名・生年月日・住所は、登録後、自身で変更することができないため、誤りがないか必ずご確認ください。誤った内容を登録してしまった場合は、本人確認手続をする裁判所にその旨をお知らせください。

メールアドレス

招待メールの送付を受けたメールアドレスを入力し、「確認コードを送信」ボタンをクリックしてください。
その後、そのメールアドレスに通知された確認コードを入力してください。

パスワード

１０文字以上６４文字以下で、英大文字、英小文字、数字及び記号をすべて使用して作成してください（半角英数字）。

氏名

氏欄に「指定代理人」、名欄に当該指定代理人の氏名「××△△」を記載してください。

生年月日

指定代理人の生年月日を記載してください。

住所

指定代理人の住所又は勤務先（県庁等の所在地）の住所を入力してください。
末尾に「（送達場所）」と入力してください。

電話番号

連絡をとることができる電話番号を記載してください（半角数字）。

mintsアカウント 登録ガイド（指定代理人編）

補助者アカウントの登録について

補助者アカウントの登録・利用については、利用規約に定めがありますので、ご参照ください（６条５項）。

補助者アカウントの登録に当たりあらかじめ準備すべきもの

※補助者の本人確認資料は不要です。

メールアドレス	補助者個人の管理するメールアドレスを用意してください。メーリングリスト等は利用できません。
電話番号	サインインのための二段階認証用の電話番号を用意してください。固定電話でも携帯電話でもかまいません。

登録手続

STEP 1 登録の届出

指定代理人アカウントのための補助者アカウントの取得を希望する場合、以下の方法により、補助者アカウントの登録を届け出てください。

☆ **最寄りの地裁・簡裁の窓口で届出**

» お近くの裁判所はコチラ
※事件が係属している地裁・簡裁に届け出る　ことも可能です。

案内された方法により、
補助者アカウント用のメールアドレスを届け出ます。

STEP 2 必要事項の入力

裁判所（info@mints.courts.go.jp）からmintsアカウント登録のための**招待メール**が送信されます。

補助者となる職員が、招待メールに記載されたURLから、mintsにアクセスし、
「**サインイン**」→「**今すぐサインアップ**」とクリックしてください。

補助者となる職員が、**利用者登録画面**で必要事項を入力してください。
（登録上の留意事項は次スライド参照）

STEP 3 登録完了

補助者アカウントの氏名入力ルール等の審査手続が完了すると、登録が完了し、その旨の**お知らせがメールにより通知されます。**

氏名入力ルールに沿っていない場合

登録が完了しませんので、**変更登録申請フォーム**より、氏名変更手続をしてください（裁判所から個別の連絡は行いません）。

mintsアカウント 登録ガイド（指定代理人編）

補助者アカウント入力上の留意事項

※ 氏名・生年月日・住所は、登録後、自身で変更することができないため、誤りがないか必ずご確認ください。誤った内容を入力してしまった場合は裁判所ウェブサイト上の「補助者ユーザ用の変更登録申請フォーム」から、変更したい旨を届け出てください。 、

メールアドレス

招待メールの送付を受けたメールアドレスを入力し、「確認コードを送信」ボタンをクリックしてください。
その後、そのメールアドレスに通知された確認コードを入力してください。

パスワード

１０文字以上６４文字以下で、英大文字、英小文字、数字及び記号をすべて使用して作成してください（半角英数字）。

氏名

※ この入力ルールが守られないとアカウント登録が完了しませんので、ご注意ください。

氏「補助者●●××」、名「指定代理人〇〇××」と、氏欄には補助者の肩書を付して当該補助者の名前を、名欄には指定代理人の肩書を付して当該指定代理人の名前を入力してください。

生年月日

補助者の生年月日を記載してください。

住所

県庁所在地等の住所を入力してください。

電話番号

事務所の電話番号を記載してください（半角数字）。

mintsアカウント 登録ガイド（指定代理人編）

親アカウントにおける補助者アカウントの設定

補助者アカウントの登録完了

親アカウント側で
補助者アカウントの紐づけ作業

親アカウントのアカウント設定画面を表示させ、右上の「編集」ボタンをクリックします。

補助者ID01～05欄のいずれかに、補助者アカウントのmints ID（１４桁の半角数字）を入力し、「更新」ボタンをクリックします。

補助者アカウントの紐づけ作業が完了します。

※更新作業の反映まで、時間を要することがあります。

アカウント設定画面